

埼玉県市町村総合事務組合公報
第3号

発行
さいたま市浦和区仲町
3-5-1
埼玉県市町村総合事務組合

◇ 目 次 ◇

規 則

- 市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則…………… 3頁

市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

埼玉県市町村総合事務組合
管理者 富岡 勝 則

組合規則第1号

市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成18年組合規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表第4常時介護を要する状態の項中「166,950円」を「171,650円」に、「72,990円」を「73,090円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「83,480円」を「85,780円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、令和3年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。